

## コンセイユ・デタと基本権の保護

ジャン＝マルク・ソヴェ<sup>1)</sup>

市 橋 克 哉〔主催者代表〕

晴 山 一 穂〔訳〕

石 井 三 記

福 田 真 希

河 嶋 春 菜

### <主催者代表はしがき>

本講演会は、2012年以來、名古屋大学法学研究科・法政国際教育交流センター（CALE）とフランスコンセイユ・デタが継続しているグローバル行政法研究および行政法整備支援に関する学術交流の一環として実現したものである。本研究においては、これまでに、コンセイユ・デタ調査官兼比較立法学会事務総長であるティモテ・パリス氏による講演会（2015年、於名古屋大学）や、行政法研究グループによるコンセイユ・デタ評定官イヴ・グナン氏の訪問（2016年、於コンセイユ・デタ）を行ってきた。本講演会は、パリス氏およびグナン氏のお声掛けにより2015年以來計画されていたものであるが、本年、念願かなってようやく実現したものである。

ここでは、今回のソヴェ副院長招へいの目的の一つである市場経済移行諸国における行政法の法典化と行政法整備協力に関する研究との関連について述べておきたい。

中国、モンゴル、ベトナム、ウズベキスタン、ロシア等の市場経済移行諸国では、2010年代に入ると、どこでも行政訴訟法、行政不服審査（復議）法、行政手続（程序）法等行政通則法の法典化（改正も含む。）が始まっている。こうした諸国の行政法の法典化にあって共通の課題となっている

---

1) 本講演原稿は、コンセイユ・デタ副院長付き行政裁判官 Sarah Houllier の協力によって作成されたものである。

のが、社会主義法に伝統的な特徴である客観的適法性監督を主目的とした行政裁判制度を、主観的権利救済を主目的とする行政裁判制度へとパラダイムシフトさせることである。

この課題との関連で、今回のソヴェ副院長の講演は、以下の点できわめて示唆的で興味深いものであった。すなわち、講演は、歴史的に、客観的適法性監督を主目的とする客観訴訟として位置づけられた越権訴訟中心のフランスの行政裁判が、コンセイユ・デタ判例の主導によって、そして、急速審理手続等の制度改革によって、近時、基本権保護、すなわち主観的権利救済を主目的とするそれへと、パラダイムシフトしていることに焦点をあてるものであった。

歴史を異にするとはいえ、現在、共通の課題に取り組む市場経済移行諸国にとっては、このフランス行政裁判の実務と制度における近時の変化・進化は、従前からの客観的適法性監督の枠組みやその特長（広い処分性と原告適格等）を維持しつつ、新たな目的である主観的権利保護に相応しい内容をそこに充填するものであることから、間違いなく比較・参照に値するモデルとなっている。そして、フランス行政裁判は、これらの諸国の行政裁判の将来の発展に関する一つの方向性も示すものとなっている。この点で、例えば、ロシアの行政法学者ゼレンツォフが、2015年ロシア連邦行政訴訟法典の制定と、フランス行政裁判の近時の変化・進化を比較しながら、違法の合図を送るだけの私人から、実効的な裁判を求める権利保有者としての私人への転換を、両国の行政裁判改革に共通の成果であると語っていることは、市場経済移行国の行政法学者自身がこの課題に関して正鵠を射た事例といえよう。（Зеленцов А.Б. Кодекс административного судопроизводства Российской Федерации как предпосылка смены парадигмы в теории административного права // Административное право и процесс. 2015. №11. С.26.）

## コンセイユ・デタと基本権の保護

### \* 翻訳者注

1. 以下は、2016年10月27日に名古屋大学で開催されたフランスのコンセイユ・デタ（国務院）の副院長ジャン・マルク・ソヴェ氏の「コンセイユ・デタと基本権の保護」と題する講演の原稿を翻訳したものである。講演内容の多くはフランス行政法に関するものであることから、行政法を専門とする晴山が翻訳の素案を作成し、フランス法を専門とする石井、福田、河嶋の3氏に素案の検討を依頼し、3氏から出された意見や見解を踏まえて、晴山が素案に手直しを加えてとりまとめたものである。（ ）内は原文の注、〔 〕内は翻訳者による補注を示す。
2. フランス行政法の専門用語などについては、\*を付したうえで末尾に簡単な用語解説を付した。
3. 講演後に晴山の司会、福田の通訳の下で開催された討論会においては、多くの参加者から熱心な質問が出され、関心の高さが示された。各質問に対しては、ソヴェ副院長より講演内容を深める観点からの丁寧な応答をいただいた。後掲の討論会の記録は、当日の録音を基に河嶋が中心になって取りまとめたものである。
4. 付属の判例年表は河嶋の作成による。

名古屋大学副学長、名古屋大学法学部長及び諸先生方、そしてご来場の皆さん

本日皆さんの前でお話ができることをとてもうれしく思いますとともに、とくに名古屋大学副学長の市橋教授に対して、私をお招きいただき歓迎していただいたことに心から感謝申し上げます。また、法学部長石井教授と晴山教授に心より御礼申し上げます。

フランスにおける行政裁判権の創設は、執行権及びアンシャン・レジーム期のパルルマンに具現化された司法権との間の〔革命期からの〕長期にわたる警戒心、あえていえば相互不信の「到達点」<sup>2)</sup>にほかなりません。実

---

2) F. Burdeau, « Droit administratif », in *Dictionnaire de la culture juridique*, sous la dir. de D. Alland et S. Rials, éd. PUF, coll. Quadrige/Lamy, 2003, p. 424.

際、行政裁判所は、権力分立原理に関するラディカルな考えから生まれました。執行権の領域に対する〔司法〕裁判官の新たな介入を避けるという期待の下で、「いかなる方法であれ行政機関の活動を妨害することも、また、行政活動を理由として行政官を彼ら（裁判官）の前に召喚」<sup>3)</sup>することも、さらには、「行政の行為を審理すること」<sup>4)</sup>も、司法権に対して明示的に禁止されました。この禁止の結果として、フランスでは、行政活動の統制のあり方を再検討し、行政活動によって生じうる訴訟の解決を任務とする特別な裁判所を創設する必要性が生じたのです。なぜならば、行政は、外部的統制なしにはずっと存続することが不可能であったからです。裁判制度の二元制はフランスに特有なものではありませんが、とくにヨーロッパでこのモデルが広く普及しているということ<sup>5)</sup>、そしてその正当性<sup>6)</sup>には疑う余地がないということは、私たちに対して、行政裁判所と司法裁判所のそれぞれの権限の範囲及び相互の必要な協力と活動の共同性について、改めて深い考察を加えることを免除することにはならないでしょう。そして、裁判制度の二元性に関するこの問題は、こんにち、他のいかなる問題にも増して基本権をめぐる問題について重要となっているのです。ジャン・リヴェロに倣って言えば、基本権の保護を異なる2つの裁判所に委ねることが本当に「合理的」といえるのか<sup>7)</sup>という問題が、私たちに問われているとあってよいのです。すなわち、この2つの裁判所の併存は、基本権の保護にとって有益なのか、それとも有害なのか<sup>8)</sup>、という問題です。フランスの憲法典は、主として公権力相互間の関係の規律にその法文が限定されており、基本権に関してはかなり抑制的な規定にとどまっています。そして、憲法前文がそれにもかかわらず〔1789年の〕人権宣言をその中に取り込んでいるということを別とすれば、憲法は、「何人も、恣意的に拘禁されることはない」、そして、「個人の自由の守護者たる」司法機関は、「法律

3) 1790年8月16日 = 24日法13条。

4) 共和暦3年実月16日デクレ

5) Y. Aguila, « La justice administrative, un modèle majoritaire en Europe », *AJDA*, 2007, p. 290.

6) この正当性は、行政裁判権の独立性が明確に確認されたこと (CC, 22 juillet 1980, *Loi portant validation d'actes administratifs*, n° 80-119) によって、さらに強化されることとなった。

7) J. Rivero, « Dualité de juridictions et protection des libertés », *RFDA*, 1990, p. 734.

8) *Ibid.*

で定められた条件の下でこの原則の遵守を保障する」<sup>9)</sup>と定めるにとどまっています。そこには、〔フランスでは、他国のように各種人権を基本権という包括的概念の下に統一的に呼称する用法が一般的ではなかったという〕当時の用語法のゆえに、基本権——それは、憲法規範、とくに憲法前文によって認められた諸権利とともに、条約、とくに欧州の条約によって承認された諸権利を含む概念ですが<sup>10)</sup>——に関する言及が何らないだけでなく、基本権保護を保障する任務を負う国家機関、ましてやこの分野でのコンセイユ・デタの役割に関する言及もありません。それにもかかわらず、コンセイユ・デタは、〔ナポレオン期の〕権威主義的体制の下で創設されたという事実によって運命づけられた〔公権力の擁護者という〕その宿命に対して、「用心深い大胆さ」<sup>11)</sup>をもって対抗することをやめませんでした。法律の守護者であると同時に行政の特権の保護者として、コンセイユ・デタは、創設の当初から、2つの目的、すなわち、一方では公的事項の規律、そして他方では各人の自由と権利の擁護という2つの目的の間の均衡を追求する必要性という課題に直面させられたのです——前者の目的は、実際には、後者の実現の条件を確かなものにするものなのですが。

慎重ではありながらも決然とした判例によって、コンセイユ・デタは、基本権保護のための判例法理を発展させてきました（Ⅰ）。しかし、同時に、コンセイユ・デタは、自らそれを創り出すことに貢献した各種の効果的な法的手段を〔基本権保護に当たっての〕拠り所としており、これらの諸手段は、とりわけ非常事態という現在時点において、その保護の有効性を保障するものとなっています（Ⅱ）。

- Ⅰ. コンセイユ・デタは、絶対主義という「原罪」<sup>12)</sup>によって産み落とされたものと性格づけられうるものでしたが、早くしてその起源に由来するあいまいな性格から解放され（A）、基本権保護の判例法理を発展させることになりました（B）。

---

9) 1958年10月4日憲法66条。

10) E. Picard, « Droits fondamentaux », in *Dictionnaire de la culture juridique*, sous la dir. de D. Alland et S. Rials, éd. PUF, coll. Quadrige/Lamy, 2003, p. 544.

11) J. Rivero, « Dualité de juridictions et protection des libertés », *RFDA*, 1990, p. 734.

12) J. Rivero, « Dualité de juridictions et protection des libertés », *RFDA*, 1990, p. 734.

A. 行政活動及び公の秩序の要請と基本権保護の要請との間で分断されたため<sup>13)</sup>、コンセイユ・デタは、〔当初は、〕後者の要請を自らの任務として明示するための十分な手段をもっていないように見られるものでした<sup>14)</sup>。

1. 「特権に関する法」<sup>15)</sup>とみなされ、「一方性という指標の下に置かれた」<sup>16)</sup>行政法は、最初は、事実上、行政の特権を擁護し、行政活動の有効性を確保するための法とみなされていました。

ジャック・シュヴァリエ教授が強調したように、法への国家の従属は自明のことではありませんでした<sup>17)</sup>。主権理論、とりわけドイツ学派の主権理論<sup>18)</sup>によれば、法とは、国家自身によって受け入れられた「〔権力の〕自己抑制」にすぎず、法の力は、「国家の優越的利益が始まるところで停止する」<sup>19)</sup>とされます。フランスでは、コンセイユ・デタは、最初は一般利益と公の秩序の擁護者として創設され、行政の良き運営を自らの主要な役割とし、強者に対抗して弱者に奉仕するための、また、公権力に対抗して個人に奉仕するための機関とはみなされませんでした。たしかに、完全に独立した裁判所としての公認<sup>20)</sup>は、1872年5月24日の法律以降の\*委任裁判権<sup>21)</sup>の行使を通して、法への行政の服従を確保することになりますが、それは、依然として行政の特権の尊重という枠内でのことでした。コンセイユ・デタ評定官で晩年の1828～1829年に破棄院の長官となったアンリオン・ド・パンセの格言に従えば、「行政を裁判すること、(それは)依然として行政を行うことである」ということになり、厳密な意味での対

13) J-L Mestre, « L'histoire du droit administratif », in P. Gonot, F. Melleray et P.Yolka (dir), *Traité de droit administratif T.I*, Dalloz, 2011, p. 15.

14) J-F. Lachaume, « Droits fondamentaux et droit administratif », *AJDA*, numéro spécial 1998, p. 92.

15) J. Chevallier, « Le droit administratif, droit de privilège », *Pouvoirs*, 1988, n° 46, p. 57.

16) Ibid, p. 70.

17) J. Chevallier, *L'élaboration historique du principe de séparation de la juridiction administrative et de l'administration active*, LGDJ, 1970.

18) Ihering, 1877 ; Jellinek, 1900.

19) J. Chevallier, *L'élaboration historique du principe de séparation de la juridiction administrative et de l'administration active*, LGDJ, 1970, p.9.

20) コンセイユ・デタの組織改編に関する1872年5月24日法。

21) 大臣裁判理論の放棄 (CE, 13 décembre 1889, *Cado*)。

等関係となり難かったであろう<sup>22)</sup> 行政とその相手方の関係は、〔普通法の枠外にある〕自律的法<sup>23)</sup> によって規律された状態にとどまっていました。

たしかに、19世紀の末以降、コンセイユ・デタは、公の秩序及び行政活動の尊重の要請を行政の相手方の権利保護と調和させることが必要であることを速やかに感じ取るようになりました。この「感得」は、\* 統治行為の範囲の縮小<sup>24)</sup> に示されることになりましたが、ここで\* 統治行為というのは、裁判的統制の免除によって特徴づけられる行為のことです<sup>25)</sup>。しかし、それにもかかわらず、コンセイユ・デタの裁判的統制の拡張は、依然として限られた範囲にとどまっており、コンセイユ・デタは、「裁判的統制の要請が公の秩序の要請に対して優位に立つ」ことを欲しませんでした。このことは、第一次世界大戦期に発展した\* 例外事態理論がよく示すところ<sup>26)</sup>です。すなわち、第一次大戦の期間中、たしかに行政は依然として適法性原理に服しており、裁判所は原則として行政行為の適法性の審理を拒否はしませんでした。重大かつ例外的な事態の存在は、行政措置が緩和された適法性という尺度に従って統制されることを正当化し、そのことによって行政に対して広い裁量権行使の余地を与えることになったのです<sup>27)</sup>。

---

22) J-F. Lachaume, « Droits fondamentaux et droit administratif », *AJDA*, numéro spécial 1998, p. 92.

23) TC, 8 février 1873, *Blanco*, Rec. 1<sup>er</sup> suppl 61.

24) CE, 19 février 1875, *Prince Napoléon*, Rec. 155. その後のコンセイユ・デタの判例は、\* 統治行為の範疇の縮小という本文で述べた傾向を確認することになる。たとえば、時の政権の敵対者に狙いを絞った警察処分 (TC, 15 février 1890, *Vincent*, Rec. 183) は、もはや\* 統治行為とはみなされない。

25) このようにして、政治的理由に基づいて行われた行為は\* 統治行為とみなされた (CE, 1<sup>er</sup> mai 1822, *Laffitte*, Rec. 202 ; CE, 9 mai 1867, *Duc d'Aumale et Michel Lévy*, Rec. 472)。

26) K. Weidenfeld, *Histoire du droit administratif, du XIXe siècle à nos jours*, Economica, 2010, p. 95.

27) たとえば、戦時においても認められる官公吏による一件身分書類の交付請求権に関する CE, 28 juin 1918, *Heyriès*, Rec. 651 を参照。他方で、コンセイユ・デタは、\* 例外事態理論のもうひとつの適用事例である CE, 28 février 1919, *Dames Dol et Laurent*, Rec. 208 においては、知事はその権限を「正当に」行使したと判示している。



2. しかしながら、均衡のとれた自由主義的な行政法についての「奇跡」<sup>28)</sup>が発生し、コンセイユ・デタは、効果的な\*行為遂行的話法 (discours performatif) の影響の下で、行政の相手方を保護するための判例法理を徐々に発展させることになりました。

実際のところ、行政裁判所は、行政機関に対して真の「訴訟的監督」<sup>29)</sup>を行使し、私人の利益と権利の保護——それは私人の行政に対する関係を含めてのことですが——の必要性にきわめて早くから注意を促してきました。たしかに、コンセイユ・デタは審理に時間がかかり、「一面性」(tropisme) や「行政的偏向」(biais administratif) に毒されているといった自由主義的立場からの批判は続いていました<sup>30)</sup>。これらの批判は、「行政の恣意に対する行政の相手方の生来の擁護者」<sup>31)</sup>に成長したコンセイユ・デタの活動を称賛する他の学説によるコンセイユ・デタ擁護の言説の出現を促しました。19世紀及び20世紀初頭の行政法学説の目には、コンセイユ・デタは、「特権の番犬」<sup>32)</sup>から「行政権の濫用に対する憲法上の擁護者」<sup>33)</sup>へと徐々に変化してきたと映ったのです。[「行政権の濫用に対する憲法上の擁護者」という] こうした主張は、実際には、すでに単なる言説の域を超えたものとなっていたのです。すなわち、これらの言葉遣いの下で<sup>34)</sup>、行政の保護のための法から行政の相手方の保護のための法に向けての、そして行政的恣

28) P. Weil, *Le droit administratif*, PUF, 1964, p. 3. そこでは、法への行政の従属の「際限なく繰り返される奇跡」が語られている。

29) Jacquin 事件 (CE, 30 novembre 190) に関する論告において J. ロミュー (J. Romieu) 訴訟部長によって採用された表現。

30) J. Chevallier, « Le droit administratif, droit de privilège », *Pouvoirs*, 1988, n° 46, p. 58.

31) G. Jèze, *RDP*, 1906, p. 55 cité dans K. Weidenfeld, *Histoire du droit administratif, du XIVe siècle à nos jours*, Economica, 2010, p. 93.

32) M. Hauriou, « Le développement de la jurisprudence administrative depuis 1870 », *Bulletin de la société de législation comparée*, 1922, p. 236 et s. cité dans K. Weidenfeld, *Histoire du droit administratif, du XIVe siècle à nos jours*, Economica, 2010, p. 93.

33) R. Dareste, *La justice administrative en France*, Paris, 1862, p. 674-675.

34) 言葉の行為遂行的機能は、コンセイユ・デタを基本的自由の擁護者として描き出す点において、きわめて幅広く使われた。それは、すでに19世紀末に見られたものであるが、第二次大戦終了後には、「ブファンドー理論」(doctrine Bouffandeau) が、ヴィシー体制下のフランスのコンセイユ・デタを、フランス国家によってもたらされた自由の侵害に対する防壁として描き出した。とくにブファンドー訴訟部長による以下の論稿を参照されたい。« La continuité et la sauvegarde des principes du droit public français entre le 16 juin 1940 et l'entrée en vigueur de la nouvelle Constitution », *EDCE*, 1947, p. 23-27.



意に対する新たな防壁<sup>35)</sup>に向けての行政法の発展、したがってまた行政裁判所の発展の前提が形をなしてきたのです。

このようにして、コンセイユ・デタの最初の数十年間は、行政活動の特殊性の明確化と〔普通法とは異なる〕自律的行政法の生成によって特徴づけられました。そこにおいては、権利と自由の保護は、学説によってその旗が振られたものの、最初は控えめにしか具体化されませんでした。1935年に権限裁判所によって遅ればせながら承認された\*暴力行為の理論は、行政権と司法権の分立原則への背反の可能性を正当化するものでしたが<sup>36)</sup>、行政裁判所の相対的臆病さが惹き起こした〔行政裁判所に対する〕不信の現われにほかなりませんでした。

B. 行政機関に対する「訴訟的監督」を明確にしたのに引き続いて、コンセイユ・デタは、基本権の効果的な保護を一貫して確実なものにしてきました。

1. この目的の下で、コンセイユ・デタは、第2次世界大戦ののち、条約上及び憲法上の規範とともに\*法の一般原理（*principes généraux du droit*）が\*適法性ブロック（*bloc de légalité*）に属することを認めました。

コンセイユ・デタは、ヴィシー体制の下で、法的三段論法の厳格さと立法者意思の表れとしての法文の文理から解放されることはできませんでした<sup>37)</sup>、第二次大戦後のリベラリズムは、コンセイユ・デタに対して新たな息吹を与えることとなりました。憲法の諸規定、人権宣言の諸原理、共和国の諸法律によって承認された基本原理<sup>38)</sup>、そして共和国の伝統からその着想を汲み尽くしながら、コンセイユ・デタは、「大胆に」<sup>39)</sup>、「実定法が

35) J. Chevallier, « Le droit administratif, droit de privilège », *Pouvoirs*, 1988, n° 46, p. 58.

36) TC, 8 avril 1935, *Action française*, Rec. 1226.

37) CE Ass., 24 avril 1942, *Bloch Favier*, Rec.135.

38) CE Ass., 11 juillet 1956, *Amicale des Annamites de Paris*. この判決によって、コンセイユ・デタは、結社の自由が共和国の諸法律によって承認された基本原理のひとつであることを認めた。

39) J. Rivero, « Dualité de juridictions et protection des libertés », *RFDA*, 1990, p. 734.

存在しない場合でも適用される \* 法の一般原理」<sup>40)</sup> を認めることになりま  
す。行政は、この \* 法の一般原理の尊重を義務づけられ、また、\* 法の一般原理の承認は、きわめて明確な形で、行政の相手方の権利を尊重するリベラルな法分野の発展<sup>41)</sup> に寄与することになりました<sup>42)</sup>。こうして、社会立法の進展に着想をえて、公務員の権利を保障するための \* 法の一般原理が認められることになりました<sup>43)</sup>。同じようにして、法令が \* 越権訴訟の提起を認める規定を何ら置いていない場合でも<sup>44)</sup>、さらには法律が \* 越権訴訟の提起を明示的に禁止している場合でさえも<sup>45)</sup>、すべての行政行為に対して \* 越権訴訟を提起する権利が認められることとなりました。また、行政裁判所は、実定法の諸原理に依拠しながら、人間の尊厳は患者の死の時点にとどまることなく医師に課せられるという \* 法の一般原理<sup>46)</sup>、あるいは、政治的亡命者の出身国への送還の禁止という \* 法の一般原理<sup>47)</sup> を明らかにしました。

つぎに、条約適合性の統制——すなわち、フランスが結んだヨーロッパ諸国との取決め及び国際取決めの観点に照らしてみた法律と行政行為の統制——の発展<sup>48)</sup> は、権利と自由の保障者としての行政裁判所の役割の強化をもたらしました。それは、とりわけヨーロッパ人権条約によって保護された権利と原則——憲法規範の中には必ずしもそれに正確に対応するもの

40) この表現は、CE Ass., 26 octobre 1945, *Sieur Aramu*, Rec. 213 判決のなかで初めて現れたものである。

41) P. Wachsmann, « La jurisprudence administrative », in P. Gonot, F. Melleray et P. Yolka (dir), *Traité de droit administratif T.1*, Dalloz, 2011, p. 580.

42) K. Weidenfeld, *Histoire du droit administratif, du XIXe siècle à nos jours*, Economica, 2010, p. 195.

43) たとえば、妊娠中の女性の解雇の禁止 (CE Ass., 8 juin 1973, *Dame Peynet*, Rec. 407) 及び最低報酬の保障の義務 (CE Sect., 23 avril 1982, *Ville de Toulouse c. Mme Aragnou*, Rec. 152)。

44) CE Ass., 17 février 1950, *Ministre de l'agriculture c. Dame Lamotte*, Rec. 110. この判決は、いかなる法文にもその旨の規定がない場合においても破棄訴訟を提起できるという \* 法の一般原理を確認した 1947 年 2 月 7 日付け *D'Aillières* 判決の延長線上にあるものである。

45) *Dame Lamotte* 事件の事例がその例である。そこにおいて、1943 年法は、問題の行為に対する訴訟提起のあらゆる可能性を明示的に否認していた。

46) CE Ass., 2 juillet 1993, *Milhaud*, n° 124960, conclusions Kessler.

47) CE, 1<sup>er</sup> avril 1988, *Bereciartua-Echarri*, Rec. 135.

48) 条約及び国際協定は国内法に優位し (憲法 55 条)、行政立法 (CE, 30 mai 1952, *Dame Kirkwood*, Rec. 291)、既存の法律 (CE, 15 mars 1972, *Dame Sadok Ali*, Rec. 213) 及び事後に制定された法律 (CE Ass., 20 octobre 1989, *Nicolo*, Rec. 190) に優先する。

が見出されないものですが——をフランスの裁判所が十分に考慮することを可能にすることを通して実現されたものです。また、憲法 55 条に含まれる \* 相互主義 (réciprocité) の要件は、人権保護に関する条約についてはそれを主張することができず、このこともまた、フランスが結んだ国際取決めの観点から照らした法律及び行政行為に対する統制の強化をもたらしました<sup>49)</sup>。\*「憲法適合性ブロック」(bloc de constitutionnalité)——すなわち、法律と行政行為に対抗することのできる憲法上の諸原理——の拡張もまた、人権宣言<sup>50)</sup>と 1958 年憲法前文<sup>51)</sup>によって保障された権利と自由の承認を確かなものとするを通して、こうした前向きの発展と同様の性質をもつことになりました。このようにして、コンセイユ・デタは、きわめて頻繁に、人権宣言、あるいは 1958 年憲法が参照する 1946 年憲法前文の諸原理に依拠しながら、\*法の一般原理<sup>52)</sup>、さらには憲法的次元の諸原理<sup>53)</sup>を明確にしてきました。

2. このような基本的な新しい原理や法理の承認は、行政裁判所が行使する裁判的統制の性質の強化と重なり合いながら進められてきました。

ガストン・ジェーズ教授によって「自由を擁護するために世界に存在す

---

49) J-F. Lachaume, « L'application des conventions internationales : le contrôle du juge sur le respect de la condition de réciprocité », RFDA, 2010, p. 1146. この立場は、国際刑事裁判所に関する 1998 年 7 月 8 日のローマ条約について憲法院によって採用された立場である (Cons. constitutionnel, 22 janvier 1999, DC n° 98-408, considérant 12)。

50) 以後、憲法適合性ブロックは、1958 年憲法前文、並びに 1789 年人権宣言を含む 1958 年憲法前文が参照する諸規定を包含するものとなった (CE Sect., 12 février 1960, *Société Eky*, Rec. 101 ; CE, 21 décembre 1990, *Amicale des anciens élèves de l'ENS de Saint-Cloud et Association des anciens élèves de l'ENA*, n° 72834 et 72897)。

51) さらに最近になって、コンセイユ・デタは、環境憲章の諸規定が憲法適合性ブロックの一部をなすと判示した (CE Ass., 3 octobre 2008, *Commune d'Annecy*, Rec. 322)。

52) 争議権 (CE Ass., 7 juillet 1950, *Dehaene*, Rec. 426)、普通の家族生活を送る権利 (CE Ass., 8 décembre 1978, *GISTI*, Rec. 493) がその例である。

53) それは、共和国の諸法律によって承認された基本原理に関するものである。たとえば、コンセイユ・デタが結社の自由の中に共和国の諸法律によって承認された基本原理のひとつを見出した CE Ass., 11 juillet 1956, *Amicale des Annamites de Paris*、コンセイユ・デタが、政治的理由に基づいて送還請求された者の送還の禁止を共和国の諸法律によって承認された基本原理のひとつとした CE Ass., 3 juillet 1996, *Koné*, Rec. 255 を参照されたい。

る最も効果的で、最も経済的で、最も利用しやすい手段」<sup>54)</sup>と描かれた\*越権訴訟が、基本的自由と基本的権利の保護を確保することに貢献してきたことは疑いの余地がありません。しかし、このことは、コンセイユ・デタの第一義的な職務ではなく、第一義的職務は適法性原理の尊重だけだったのですが、それは、権利と自由の擁護が実際には裁判的統制に付随する目的にすぎなかったのと同様のことです<sup>55)</sup>。こうした\*越権訴訟の役目に関する当初の考え方に由来して、[\*越権訴訟に関する]さまざまな欠陥が生じました。判決に時間がかかること、訴訟提起に執行停止の性質が伴っていないこと、裁判官が判決の執行を命ずる何らの権限も有していないこと——これは〔アンシャン・レジーム期の〕裁判所に対する革命期の不信にさかのぼるものですが——、これらの欠陥は、\*越権訴訟による取消しの遡及効が有する抜本的で有益な効果と真っ向から対立するものでした<sup>56)</sup>。しかし、その利用のし易さ<sup>57)</sup>のゆえに、\*越権訴訟は、裁判を受ける者にとってお気に入りの訴訟手段のひとつになっていきました。このような環境の下で\*越権訴訟を提起されたコンセイユ・デタは、速やかにその統制の法的性質<sup>58)</sup>と強度を確定し、基本権のより良き保護に向けてその統制を深化させることをやめませんでした。1917年に、\*政府委員〔論告担当官〕コルネイユが宣言したように、「共和国の諸憲法が冒頭に掲げる」人権宣言は、公法上の諸原理と相俟って、「自由が原則であり、警察的制限は例外である」<sup>59)</sup>ことを保障することになりました。したがって、自由の制限は、とりわけ1933年のバンジャマン判決以降は、比例原則による

54) G. Jèze, « Les libertés individuelles », *Annuaire de l'Institut international de droit public*, 1929, p. 180.

55) J. Petit, « Les armes du juge administratif dans la protection des libertés fondamentales : le point de vue de la doctrine », G. Eveillard (dir), *La guerre des juges aura-t-elle lieu ? – Analyse comparée des offices du juge administratif et du juge judiciaire dans la protection des libertés fondamentales*, 2016.

56) J. Rivero, « Le Huron au Palais-Royal ou réflexions naïves sur le recours pour excès de pouvoir », *Dalloz*, 1962. Chron. 37.

57) 越権訴訟は、すべての行政行為に対して開かれた訴訟であり、当該行為についての原告の訴えの利益は広く定義されており、原告は、多くの場合弁護士を付ける必要はない。

58) 行政裁判所は、まず行為者の権限の統制から開始し、それを権限濫用の審理に拡張し (CE, 26 novembre 1875, *Pariset*, Rec. 934)、つづいて、事実の法的性質決定 (CE, 4 avril 1914, *Gomel*, Rec. 488) と事実の実質的正確性 (CE, 14 janvier 1916, *Camino*, Rec. 15) についての統制を行う。

59) CE, 1917, 10 août *Baldy*, n° 59855, Rec. 638における\*政府委員コルネイユの論告。

完全な統制の対象となりました。そこにおいて、行政裁判所は三重の審理を行うことによって、行政警察上の措置が、追求される目的にとって必要であること、適切であること、そして目的と措置が比例しなければならないことを確保したのです<sup>60)</sup>。他方で、コンセイユ・デタは、公の秩序概念の外延を明確にしました。すなわち、公の秩序概念には、安心、安全、静穏、公衆衛生といった古典的な構成要素<sup>61)</sup>とともに、「人権宣言と共和国の伝統によって承認された」価値や原理<sup>62)</sup>も含まれることを明らかにしたのです。そして、後者の諸原理の中には、人間の尊厳の尊重も含まれるとされました<sup>63)</sup>。最近になっては、コンセイユ・デタは、条約適合性の統制の性質を発展させることも行いましたが<sup>64)</sup>、それは、コンセイユ・デタがかねてから行ってきた抽象的な統制を、明確な形で具体的な統制<sup>65)</sup>によって補完することを通して実現されたものです。この具体的な統制は、潜在的でありながらも現実的なものでしたが、いまや明示的なものとなっています。この〔憲法面と国際条約面の〕二重の意味での裁判所の統制密度の発展は、基本権の一層効果的な保護の確保に向けた一段と強固な意志を表しているのです。

他方で、行政裁判所は、\* 越権訴訟の対象とならない行為の類型を徐々に減少させることを通じて、その統制範囲を拡大し続けてきました。たとえば、「一般的な性格をもつ命令の規定」<sup>66)</sup>を含む通達や、学校、病院又は

---

60) CE Ass., 26 octobre 2011, *Association pour la promotion de l'image*, Rec. 506.

61) とりわけ、現行の地方公共団体一般法典 L.2212-2 に組み込まれている市町村組織に関する 1884 年 4 月 5 日の法律を参照されたい。

62) CE ord., 9 janvier 2014, *Ministre de l'intérieur c. Société « Les Productions de la Plume » et M. Dieudonné M'Bala M'Bala*, n° 374508.

63) 人間の尊厳は、すでに、CE Ass., 27 octobre 1995, *Commune de Morsang-sur-Orge*, Rec. 372 によって、公の秩序の構成要素として認められていた。

64) CE Ass., 31 mai 2016, *Mme Gonzalez Gomez*, n° 396848.

65) それ以来、行政裁判所は、法律の条約適合性の統制を行う場合、当該法律が全体として条約の規定を無視していないかどうかを審理することではもはや満足していない。行政裁判所は、それに続く第 2 段階として、具体的な統制に着手し、当該法律の適用から生じうる状況が、その特徴から見て、ヨーロッパ人権条約によって保護された権利と自由を無視する可能性があるかどうかについて審理する。

66) CE Sect., 18 décembre 2002, *Mme Duviègnères*, Rec. 463. この判決は、CE, 29 janvier 1954, *Institution Notre-Dame du Kreisker* 判決によって提示された（越権訴訟の対象とならない）解釈通達と（越権訴訟の対象となる）行政立法的通達の区別に立ち返るものである。

兵舎のなかでとられる一定の行政内部的措置は、とりわけそれらが関係者の権利に及ぼしうる結果を考慮して、行政裁判所に訴えることができるようになりました<sup>67)</sup>。さらに、関係者の「基本的な権利と自由の行使」に侵害をもたらす行政決定は、内部的措置の範疇に属さなくなりました<sup>68)</sup>。

19世紀の末以降、そして第2次大戦に引き続く自由主義的精神の高揚の下で、コンセイユ・デタは、人間の権利と自由の擁護者としての役割を自らに課してきました。そして、シャピユ教授が指摘するように、コンセイユ・デタは、「一般に考えられているような仕方、すなわち人権裁判所のような仕方を目指している」<sup>69)</sup>のです。

## II. コンセイユ・デタはまた、基本権の実効的保護者となるために (B)、新たな統制手段を利用するすべを知ることとなりました (A)。

### A. 統制の実効性確保のために、コンセイユ・デタは新たな統制手段を付与されることとなりました。

1. 自らの権限の限界を超えることを恐れて、行政裁判所は、長い間、行政に対して作為を命ずることを拒否し、行為の取消しを宣言するか、行政に対して金銭の支払いを命ずるにとどまり、その判決に、行政に対する何らかの執行命令 (injonction) を付与することは決してありませんでした<sup>70)</sup>。しかし、そういうことになれば、下された裁判判決を行政が執行す

67) これは、内部的措置という範疇の漸進的な縮小を意味するものである。こうして、学校の内部規則 (CE, 2 novembre 1992, *Kherouaa*, Rec. 389)、軍人の懲戒 (CE Ass., 17 février 1995, *M. Hardouin*, Rec. 82 : 10 日間の職務停止) と拘禁 (CE Ass., 17 février 1995, *M. Marie*, Rec. 85 : 「営倉」処分 (mise en « cellule de punition »)) は、もはや内部的措置の範疇には属さない。拘禁に関しては、同じ日付で出された CE Ass., 14 décembre 2007, *Garde des Sceaux, ministre de la justice c. Boussouar*, Rec. 495 と *Planchenault*, Rec. 474, *Payet*, Rec. 498 が上記判決と同旨である。

68) CE Sect., 25 septembre 2015, *Mme Bourjolly*, n° 372624.

69) R. Chapus, *L'administration et son juge*, PUF, 1999, p. 15.

70) CE Sect., 27 janvier 1933, *Le Loir*, Rec. 136 判決において、コンセイユ・デタは、いかなる者 (公法人であれ私法人であれ) に対しても、執行命令を発することを拒否している。この判例の立場は、公法人に関してはその後も維持されてきた (CE, 4 février 1976, *Elissonde*, Rec. 1069)。これに対して、私法人に関しては、行政裁判所は、それに対して執行命令を発する自らの権利をかなり早い時期から認めている (CE Sect., 13 juillet 1956, *Office public d'HLM du département de la Seine*, Rec.



ることを、さらには行政が裁判判決を執行する権能があること自体を、いかにして保障できるのでしょうか？たしかに、コンセイユ・デタは、事件がそれを正当化するときには、宣言された取消判決の執行の態様について説明することを嫌がってはきませんでした<sup>71)</sup>、〔1872年以前の〕\*留保裁判の時代から受け継いだ伝統のある種の頑迷さのゆえに、コンセイユ・デタは、行政に対して判決の執行を強制することを拒否してきました。この欠陥は、最初は1980年7月16日の法律<sup>72)</sup>と1982年3月2日の法律<sup>73)</sup>によって、つづいて1995年2月8日の法律<sup>74)</sup>によって、立法者の手で正されることになりました。それ以来、行政裁判所は、その旨の申立てが提起された場合には、行政に対して一定の方向で裁判判決を執行すべきことを命ずることができるようになりました。さらに、これらの予防的執行命令（*injonction préventive*）に加えて、判決の執行が滞っていることが明らかになった場合、あるいはそれが行政の悪意や妨害によって妨げられている場合には、矯正的執行命令（*injonction curative*）を発することもできます。同様に、行政裁判所は、もしもの場合に備えて、これらの執行命令に対して、履行の遅滞日数に応じて支払う金銭罰としての制裁金（*astreinte*）、たとえば1日の履行遅滞ごとに数千ユーロもの多額の制裁金の支払命令を併合する権限も有しています<sup>75)</sup>。

---

338 ; CE Ass., 26 février 1965, *Société du Vélodrome du Parc des princes*, Rec. 133)。

71) たとえば、コンセイユ・デタが昇進資格者名簿を取り消す場合がその例である（CE, 26 décembre 1925, *Rodière*, p. 1065）。

72) 行政事件における制裁金の宣言及び判決の執行に関する1980年7月16日法80-539号は、コンセイユ・デタに対して、既判事項（*la chose jugée*）の不履行の場合の制裁金強制を宣言する権限を（行政裁判法典911-5条）、そして、知事に対して、行政裁判所の判決で命じられた賠償命令による金額の支払いを行政に強制する権限を（行政裁判法典911-9条）付与している。

73) 市町村、県及び州の権利及び自由に関する1982年3月2日法82-213号3条は、自由権保護のための知事提訴（*déféré-liberté*）の制度を創設したが、これは、県知事の提訴に基づき、行政裁判所に対して、公の自由の行使を危うくする性質をもつ地方公共団体の行為の執行を48時間以内に停止する権限を付与するものである。

74) 裁判所の組織並びに民事、刑事及び行政の裁判手続に関する1995年2月8日法95-125号は、行政裁判所の執行命令権を〔全裁判所に〕一般化するものである（行政裁判法典911-1条以下）。

75) 予防的執行命令に付される制裁金強制に関する行政裁判法典911-3条。



2. 司法裁判所については効果的な急速審理手続が備わっていた<sup>76)</sup>のに対して、行政裁判所が用いることのできる手段——すなわち行政急速審理 (référé administratif) と執行停止 (surcis à exécution) ——は、時間がかかりすぎることと効果の乏しさの点で司法裁判所と際立った対照をなしていました。2000年6月30日法<sup>77)</sup>は、行政裁判所に対して3つの新たな手続、すなわち執行停止急速審理 (référé-suspension)、自由権保護急速審理 (référé-liberté)、効果的措置急速審理 (référé-mesures utiles) を創設することによってこれらの欠陥を正すことになりました。2000年6月30日法による刷新の中心をなす自由権保護急速審理は、基本的自由に対する重大かつ明白な違法を伴う侵害があった場合に、裁判所が「基本的自由の擁護に必要なあらゆる措置」<sup>78)</sup>をとることを可能とするものです<sup>79)</sup>。48時間以内に判断を示すことを義務づけられた裁判所は、執行命令の拡張された権限を行使して、問題となっている自由の擁護に必要な、原則として暫定的な性格をもつ<sup>80)</sup>すべての措置を命じることができます。このようにして、裁判所は、行政に対して監獄内での有害な動物の駆除に有効なすべての措置を取ることを義務づけたり<sup>81)</sup>、あるいは、カレーの「ジャングル」〔フランス北部の港町カレーにある難民キャンプのこと〕に隔離されたすべての未成年者についての〔難民資格の〕再審査や、追加の水源の設置、汚物の適切な収集システムの整備と敷地の清掃を知事に命じたりすること<sup>82)</sup>が可能と

76) 民事訴訟法典 808 条は、「すべての緊急の場合に際し、大審裁判所長は、それらに対していかなる重大な異議も提起されない場合、又は紛争の存在がそれを正当化する場合において、急速審理によって、あらゆる措置を命じることができる」と定めている。

77) 行政裁判所における急速審理に関する 2000 年 6 月 30 日法。

78) 行政裁判法典 521-2 条。

79) コンセイユ・デタは、この規定に関わる自由について、以下のような広い定義を採用してきた。往來の自由 (CE, 9 janvier 2001, *Deperthes*, n° 228928)、意見の自由 (CE, 28 février 2001, *Casanovas*, n° 229163)、普通の私生活及び家庭生活を送る自由 (CE, 30 octobre 2001, *Ministre de l'intérieur c. Mme Tliba*, Rec. 523)、庇護権 (CE, 25 mars 2003, *Epoux Sulaimanov*, Rec. 146)、生命の尊厳を求める権利 (CE Sect., 16 novembre 2011, *Ville de Paris et Société d'économie mixte ParisSeine*, Rec. 552)、無罪の推定 (CE, 14 mars 2005, *Gollnisch*, Rec. 103) がそれである。

80) ただし、暫定的な性格をもついかなる措置も、当該措置による保護を保障することができない場合を除く (CE, 31 mai 2007, *Syndicat CFDT-Interco*, n° 298293 ; CE, 30 juillet 2015, *Section française de l'observatoire international des prisons (OIP-SF) et Ordre des avocats au barreau de Nîmes*, n° 392043 et 392044)。

81) CE ord, 22 décembre 2012, *Section française de l'observatoire international des prisons*, n° 364584, 364620, 364621, 364647。

82) TA de Lille, ordonnance n° 1508747 du 2 novembre 2015, confirmée par CE, 23

なりました。同じように、行政裁判所は、所有権に対する侵害を中止させる性質をもつあらゆる措置を、この侵害が\*暴力行為の性格を示す場合も含めて<sup>83)</sup>、命じることができます。他方で、以上のような判例の展開は、私が今述べた\*暴力行為概念の縮小に行き着くことになりましたが、このことは——もしその証明が必要であったというのであれば——急速審理手続の創設以降行政裁判所によって確保される保護が有効であることを証明するものであったということができましよう<sup>84)</sup>。つぎに、執行停止急速審理は、旧来の執行停止制度をより有利な制度に置き換えたものですが、これによって、裁判を受ける側は、緊急の場合には、行政行為の適法性について単なる「重大な疑い」が存在しさえすれば、その行為の停止をえることができます。裁判所は、数日から数週間の間に介入します。最後に、効果的措置急速審理ですが、これは、以上に述べた急速審理による保護を補完するものです。というのは、効果的措置急速審理は、自由権保護急速審理及び執行停止急速審理と比べると「副次的性格」しかもたないものであるとしても<sup>85)</sup>、他の2つの緊急審理と同じく、状況がそれを根拠づけるならば迅速かつ効果的な判断を下すことができる、という行政裁判所の能力を確証することに寄与してきたからです<sup>86)</sup>。重要なことは、以下のことを指摘しておくことでしょう。それは、毎年、地方行政裁判所は15,500件、すなわち地方行政裁判所の全裁判の8%に及ぶ緊急審理を取り扱い、また、コンセイユ・デタは、第1審、上訴、破棄のすべてを含めて1,000件以上、すなわち全裁判中の10%をやや上回る緊急審理に関する判断を下している、ということであります。

このようにして、執行命令の権限の発達と急速審理手続の飛躍的發展によって、行政裁判所は、権利と自由の完全な実効性を確保することが可能となりました。これらの権利と自由は、長期にわたって、とりわけ1944年のフランス領土の解放以降に\*法の一般原理を明らかにすることを通し

---

novembre 2015, *Ministre de l'intérieur et Commune de Calais*, n° 394540 et 394568.

83) CE, 23 janvier 2013, *Commune de Chirongui*, n° 365262.

84) TC, 17 juin 2013, *Bergoend c. Société ERDF Anecy Léman*, n° C3911.

85) CE Sect., 5 février 2016, *M. Benabdellah*, n° 393540 et 393541.

86) 効果的措置緊急審理担当裁判官は、緊急審理申立人が行政文書アクセス委員会に申し立てる義務を負うことなしに、行政に対して行政文書の交付を命ずることができる (CE, 29 avril 2002, *Société Baggerbedriff de Boer*, n° 239466)。

て、コンセイユ・デタが承認し保護しようと試みてきたものにほかなりません。

B. フランスが対象となったテロ攻撃に続いてとられた非常事態の状況の下においても、コンセイユ・デタは、法治国家の自由主義的諸原理に忠実であり続けることができたし、現在もなお非常事態の枠内でとられた措置の効果的統制を確保し続けています。

パリとサン・ドニにおけるテロ攻撃への対応として 2015 年 11 月 14 日に宣言された非常事態と、この事態の下でコンセイユ・デタによって下された諸判決は、行政裁判所が基本的自由と基本的権利の保護者であるという、今や確立された観念を強固にするものにほかなりません。

1955 年 4 月 3 日の法律 6 条を適用して命じられた居住地指定の目的と効果を理由として、コンセイユ・デタは、関係人の訴えの緊急性が推定されるべきであること、そして関係人は自由権保護急速審理裁判官に対して訴えを提起でき、同裁判官は、必要ならば臨時的な保護措置を宣言することができる旨の判断を示しました<sup>87)</sup>。諜報機関の業務報告書を含むすべての証拠資料について当事者が対審構造の下で議論できる審尋 (audience) に基づいて、行政裁判所は、基本的自由に対する重大かつ明白な違法を伴う侵害が存在するかしないかについて判断し、その機会を通して、公の秩序の保護及び問題となっている自由の尊重との間の必要な調整を行っています。他方で、コンセイユ・デタは、適法性の統制の枠内において、これらの措置について、必要性、適切性、比例性<sup>88)</sup> という三重の統制を行使することを明確にしました。これは、2015 年 12 月 22 日の判決<sup>89)</sup> において憲法院が確認したことと同様のものです。また、最近になって、コンセイユ・デタは、非常事態の枠内で命じられた行政上の家宅搜索制度の詳細について明確な説明を加える機会がありましたが、そこでもまた、コンセイ

---

87) CE Sect., 11 décembre 2015, *M. Domenjoud*, n° 395009.

88) CE Sect., 11 décembre 2015, *M. Domenjoud*, n° 395009.

89) CC, 22 décembre 2015, *M. Cédric D.*, n° 2015-527 QPC, cons. 12.

ユ・データは、家宅捜索に対する完全な統制を加えています<sup>90)</sup>。こうして、コンセイユ・データは、家宅捜索決定に理由付記が義務づけられること——たとえ、緊急性を考慮してこの義務が緩和されることがありうるとしても——、そして、家宅捜索決定が違法であるという理由だけではなく、とりわけ過度で不必要な実力行使がなされた場合や未成年者が居住している場合のように、家宅捜索の実施の実体的要件をも理由として、国家賠償責任が問われうることに注意を促しました。

去る7月14日にニースで起こされたテロ攻撃の結果として2016年7月21日の法律によって非常事態が延長されて以降、行政機関は、情報システムに蓄積されたデータにアクセスすることができるようになりましたが、行政機関は、行政裁判所の許可を得て初めてデータ処理をすることができるにすぎません。この場合、行政裁判所は、申立てがあってから48時間以内に判断を下すこととされています<sup>91)</sup>。この新たな手続は、行政裁判所にとってまさに前代未聞のものですが、今日に至るまで、地方行政裁判所への40を超える提訴をもたらすとともに、コンセイユ・データは、地方行政裁判所の判決に対して4度にわたって自ら判断を下す機会をえることになり、そこにおいて、これらの行政措置の適正さと必要性に対する完全な統制を行使しました<sup>92)</sup>。

\*\*\*

行政法が、最初から完全なものとして創り出されたものというよりも、庭師という専門家の手に委ねられたひとつの植物のように徐々に「生育」したものであるとするならば<sup>93)</sup>、フランスの行政裁判所もまた、同僚たる

---

90) CE Ass. Avis, 6 juillet 2016, *M. Napol et M. Thomas*, n° 398234 et 399135. これは、憲法院の判決 Conseil constitutionnel n° 2016-536 QPC du 19 février 2016 に適合するものである。

91) 非常事態に関する1955年4月3日法55-385号の適用を延長し、対テロリズム闘争措置を強化する2016年7月21日法2016-987号5条。

92) CE ord., 5 août 2016, *Ministre de l'intérieur*, n° 402139.

93) 再びイギリスの法律家ダイシー（1835-1922）の名言を借りるならば、彼は、イギリス憲法についてと同様に、フランスの同じ法分野についても、「それは創られたのではなく、生まれ育ったのである」と正当にもいうことができる、と明言している。

司法裁判所及びヨーロッパ諸国の行政裁判所と同様に、信頼に足る、そして避けて通ることのできない権利・自由の保護者として自らを確立するために成長するすべを知っていました。新たな脅威に直面しながらも、行政裁判所は、我が国の民主主義の自由主義の原理——それは、常に行政活動に寄り添い、それに制約を加えなければならないものですが——への愛着を再確認しながら、行政活動の有効性を維持してきました。我が国の裁判制度のモデルは、その強固さ、その柔軟性、そしてその有効性を示してきましたが、これら価値は、権利擁護の深化を追求し、国の内外における団結、相互扶助、協力、そして対話に基礎を置くことを通してのみ保持されるものなのです。そして、そこにこそ、憲法裁判所、行政裁判所、あるいは司法裁判所の如何を問わず、フランスのすべての裁判官にとっての、個人的であるとともに集団的な、そして同時に分かち難い責任が存在するのです。

## 討論会

司会 晴山一穂・専修大学教授：質問票が、今、5つでしております。その中にも複数の質問が入っておりますので、講演内容について皆さん関心が高かったことの反映だと思います。主催者としては嬉しい限りでございます。時間の関係で、全てについてお答えすることができないと思いますので、講演内容に直接関連するもの、コンセイユ・デタに関する制度や議論に関わるものから取り上げていきたいと思えます。

先ほど、3つの法律によって執行命令（*injonction*）を成立させたということがありましたけれども、それには何か政治的背景、あるいは、何かきっかけのような事件でもあったのでしょうか、という質問がだされていますので、これから始めたいと思えます。

ジャン・マルク ソヴェ副院長：はい、執行命令に関する1980年、1982年、そして、1995年の3つの法律があります。これらは、政府と議会によって行われた政治的性質をもつ決定です。コンセイユ・デタは、この件に関するルールを自ら変えるための十分な権限をもっておりませんでした。そのため、コンセイユ・デタが自ら創設することのできなかった執行命令の権限は、政治的権力から与えられるしかなかったのです。

司会：それでは次の質問に入ります。行政裁判所と司法裁判所の二元性がとられているわけですが、その対象事件が交錯する分野というのはあるのでしょうか。あるとすれば、各裁判所がそれぞれ判断してそれぞれがお互いに影響し合うということはあるのでしょうか。

ソヴェ副院長：そうですね、行政裁判と司法裁判の共存に関する議論は常に存在しています。とはいえ、2世紀も前から、二元的裁判制度は、大変明白なルールと判例をもとに、調和的に機能しています。年間に数百万件もの司法上の訴訟と20万件以上の行政裁判がありますが、そのうちわずか40件ほどで、それが行政裁判官と司法裁判官のどちらの管轄に属するかということが問われます。この問題を取りあつかう裁判所があり、権限裁判所といいます。

司会：いま言われたのは、権限裁判所というもののことで、司法裁判所とコンセイユ・データから同数の裁判官が出て、そこで、どちらの権限で裁判を行うかということが判断されます。それが年間40件ということです。これに関わる質問が出ています。権限裁判所は適切に役割を果たしているとお考えですか。

ソヴェ副院長：はい、権限裁判所は、複数の理由からよく機能していると言えます。一つ目の理由は、争議件数がきわめてわずかだということです。一年に40～50件だと思います。二つ目の理由は、権限裁判所は、常に合意へと導いているということです。権限裁判所の歴史の中で、25年に1度、問題が生じてきました。25年に1度ですから、「殆どない」と言えるでしょう。

以前は、管轄の争いがあると、4名のコンセイユ・データ評定官と4名の破棄院裁判官から成る権限裁判所を、司法大臣が主宰していました。しかし、権限裁判所の長官を政府の一員が担うことは公正な裁判の原則に適合しないため<sup>94)</sup>、2015年2月の法律は、審議の行き詰まりや不均衡が生じた

---

94) 2015年2月16日法第2015-177号により改正された権限裁判所に関する1872年5月24日法2条によれば、コンセイユ・データ選出の判事と破棄院選出の判事が、交代で権限裁判所長を務める。権限裁判所長は権限裁判所判事による秘密選挙により、3年ごとの任期で、多数決により選出される。

場合には権限裁判所の判事数を均等に増やすことを規定しました<sup>95)</sup>。解決にむけた新たな議論を行うために、判事を8人から12人にするのです。

司会：裁判制度についての質問がまだありますので、続けてまいります。行政裁判所と司法裁判所の担い手、特に若手の裁判官の間に人事交流はあるのでしょうか。

ソヴェ副院長：行政裁判官と司法裁判官の協力や協働は、両者が同じ法律を適用しなければならない場合において、かつ共通の争点が含まれる事案について行われます。そのような法律をいかに解釈するかということを司法裁判官と行政裁判官が話し合うことは、重要なことです。ですから、コンセイユ・デタ判事と破棄院判事はインフォーマルで継続的な協力を行っているのです。これは、間違いなく信頼のできる、インフォーマルで恒常的な協力関係です。これに加えて、コンセイユ・デタと破棄院は、共同シンポジウムや共同セミナーを定期的に開催しています。

司会：二つの裁判所が協力し合っているということは、いろんなところで言われることですが、今の質問は、人事交流はあるのかという趣旨かと思いますが、その点はいかがでしょうか。

ソヴェ副院長：フランスでは、それぞれの裁判官の職員団 (corps) とキャリアが異なっており、裁判官の専門化が進んでいます。とはいえ、行政裁判官が司法系統へ行くことも、司法裁判官が行政系統に来ることも可能です。この人事交流は、ここ数年来双方向で進められています。人事交流の傾向は、どちらかといえば強化されつつあります。しかし、厳密に言えば、司法系統に行く行政裁判官より、行政系統に来る司法裁判官のほうが、数の比較の上では少し多くなっております。司法裁判所からやってきた行政裁判官に聞く質問があります、「なぜ私たちのところに来られたのですか」と。返答は、しばしば、「あなた方のところでは、本当に法的な仕事をするができるからです」と言うものです。説明を致しますと、行政裁判所

---

95) 2度目の審議で裁定に至らなかった場合、当該争議は、新たにコンセイユ・デタと破棄院から2名ずつ判事を加えた拡大編成で審議される (前掲法6条)。



での仕事のやり方なら、裁判官が事案の審査を深めることができ、したがって、より精緻な争訟処理ができるということです。一方で、司法裁判所では、膨大な訴訟数のために、裁判官はまず数をこなさなければならないのです。

司会：次の質問に移らせていただきます。「コンセイユ・デタの判例実務と立法との関係について説明をしてください。判例実務が蓄積されて、それが立法的解決となるのか、それとも、判例実務の限界を克服するため、新たな制度を立法により解決するのでしょうか。」という質問が出ております。これはどちらの面もあるとは思いますが、いかがでしょうか。

ソヴェ副院長：質問の意図をよく理解できていないか分かりませんが、まず申し上げたいことは、コンセイユ・デタは、フランスの公的機関のなかで最も「英国的」だということです。すなわち、コンセイユ・デタは、その創造的かつ安定的で、同時に非常に大きな権威をもつ判例に重要性を付与しているのです。私の講演の脚注に引用した判決のことでありますが、コンセイユ・デタは、ある法律を、その法律に書いてあることに反対の方向で解釈を行ったこともあります。これは、大変有名な1950年のラモット夫人判決でのことです。ヴィシー政権下の立法府が一部の行政行為に対する訴訟を全く許さない旨の規定を法律におきましたが、コンセイユ・デタは、立法府が越権訴訟を排除することはできないと判断しました。すなわち、コンセイユ・デタは法律の規定内容に抵抗する判断を言い渡したのです。

司会：これは先ほどの講演の「法の一般原理」に関するお話のなかで、法律が越権訴訟を禁止しても、コンセイユ・デタは、その法律に反して、法の一般原理に則って越権訴訟を提起できると解釈したと述べられたところです。

ソヴェ副院長：もう一点極めて重要な点を付け加えたいと思います。先ほど、条約適合性審査について話しました。つまり、コンセイユ・デタが行政行為および法律に対して、国際条約とヨーロッパ法上の義務に照らして行使する審査のことであります。したがって、コンセイユ・デタは条約適合性審査において、しばしばヨーロッパ法上の義務または国際条約に違反する国内法の適用を退けることがあります。ただし、私たちコンセイユ・デタが法律

の上にあるから条約適合性審査を行うわけではありません。コンセイユ・デタは、法律の上位にありません。そうではなく、フランス憲法 55 条が、国際条約と国際協定の効力は国内法の効力よりも上位にあると述べているからなのです。国際条約の名のもとに国内法の適用を退ける時、私たちは、憲法の指示に従ってそれを行っているのです。

フロアからの質問：コンセイユ・デタは日本にはないシステムですので、今述べられた点をもう少し掘り下げて説明して頂けませんか。

ソヴェ副院長：はい。ご存知の通り、各国はそれぞれの伝統と固有に継承された特質があります。フランスでは、コンセイユ・デタは、法律の条約適合性審査を保障する憲法裁判所ではありません。この〔条約適合性審査の〕仕事は、行政裁判官または司法裁判官、したがって、コンセイユ・デタと破棄院により行われています。これ以外のモデルがあり得ないと言いたいわけではありません。ただ、私たちのモデルではこのようにしている、ということです。フランスでは、条約適合性審査がこのように行われるということを、皆が同意していると思います。憲法院が 41 年前の 1975 年 1 月にこのように判断をし、その結果として、コンセイユ・デタと破棄院が実務を行っているということです。

司会：多少微妙な質問がでています。日本の行政裁判の判断は行政寄りと言われることがあります。最高裁判所には、行政庁や検察庁の出身者が多くいるという現象を、ソヴェ副院長はどのようにみられていますか。今回、ソヴェ院長は最高裁判所の招聘で来日され、最高裁判所長官と会談をされているはずですから、多少言いにくいところもあるかと思いますが、率直なご意見を頂けましたらと思います。

ソヴェ副院長：比較法から見ると一日本のことには触れませんが、一行政専門の裁判官がいる場合には、より精密に行政の裁判的統制が行われると言えます。ダイシーの例を取り上げたいと思います。彼は、19 世紀の終わりに、フランスの行政裁判官は行政の擁護を担う裁判官であるから厳密には行政の味方でしかない、と言っています。コンセイユ・デタは、

行政を守っていたのです。

ここだけのお話をしますが、1980年代半ばに、イギリスの最高裁判所は、イギリス行政に対する裁判的統制において遅れをとっていることに気づきました。そこで、彼らはフランスのコンセイユ・デタに来て、30年来、一緒に活動をしています。イギリス行政の司法審査が進展しえたのは、とりわけ仏英の協力と欧州人権裁判所に負うところが大きいと思います。

他国を批判するためにここにいるわけではないのですが、アメリカ合衆国の最高裁判所の判例を例に取り上げたいと思います。合衆国の最高裁判所によれば、議会が採択した法律にアメリカ行政が与える解釈は、それが明らかに不合理である場合を除いて、裁判官に課せられるものとされています。ところがわが国では全くこのような考え方をとりません。国会が採択した法律に行政が与える解釈は、法意に完全かつ厳密に合致するものでなければなりません。そうでない場合には、行政が与えた解釈は完全に取り消されることとなります。

司会：これまでの副院長のお話から、二元的裁判制度のもとで、コンセイユ・デタに代表される行政裁判所の存在が行政の統制に非常に役立ってきたということが明確になったと思います。次も微妙な質問かもしれませんが、今日の話からは少しずれるかもしれませんが、フランスの場合には、コンセイユ・デタは政府の諮問機関という機能も他方で持っており、法律の制定にもかかわる一方で、今日お話のあった、行政裁判所としての適法性の統制および基本権保護という二重の機能を果たしているわけです。このことをふまえて、行政裁判所という英米にないフランス独自の裁判的機能の担い手である一方、行政的機能も持っているというなかで、ソヴェ副院長は、ご自身を行政官と考えていらっしゃるのでしょうか、裁判官と考えていらっしゃるのでしょうか。

ソヴェ副院長：コンセイユ・デタは、無論、二つの機能をもっており、それは、講演でお話しした裁判的機能と、もう一つは諮問的機能です。ここで私は、この二重の機能が同一人物によって担われることはないということ強調したいと思います。同一人物が担うことはありませんし、二つの機能の役割も異なるのです。政府に助言をする際、我々は諮問的役割を担っ

ており、執行府に参加していると言えます。ところが、政府を裁判する際には、我々は独立した裁判官なのです。評定官は、同じ法律について、助言することと裁くことの両方を行うことはできません。コンセイユ・デタのこのシステムは、欧州人権裁判所によって裁判の公平性の原則に適合的であると評価されています。

司会：時間がそろそろなくなってきました。これまで専門的な話をしてまいりましたが、違った角度から、社会的にも政治的にも問題になっていることに関わっての質問がでてきます。とくに、カトリック教会との関係で、人権をどのように考えたらよいのでしょうか。ライシテの問題との関係もあると思いますが、コンセイユ・デタの中立性をどのように確保していくのでしょうか。結婚・離婚、つまり「万人のための結婚」、また、公教育における宗教の扱いを、コンセイユ・デタとしてどのように考えていますか。可能な範囲で結構ですので、よろしくお願いします。

ソヴェ副院長：ライシテの問題に関して、フランス国内でもしばしば様々な誤解が生じています。フランス人でもライシテの意味を理解していないことがあるのです。ライシテとは何でしょうか。宗教に対する反抗でしょうか。いいえ、違います。ライシテは二つのことを含みます。ライシテは、一方で良心と信仰の自由を、他方で全ての宗教に対する国家の中立性と公平性を意味します。国家は、ある宗教を他の宗教に対して優遇してはならない、つまり、国家は中立で公平でなければならないのです。

20世紀初頭にあった問題は、カトリック教会と国家との関係に関するものでした。コンセイユ・デタは大変バランスの良い判例を重ねるよう留意し、現実には、宗教と信仰の自由の保護と同時に公の秩序の擁護を確保しました。

今日起こっている問題は、カトリック教会との関係ではなく、イスラム教との関係に関するものです。とはいえ、コンセイユ・デタは判例を変えていません。信教の自由と信仰の自由、そして公の秩序に直接かつ明確な脅威がある場合にはじめて自由の制限を行う、という羅針盤を持ち続けています。コンセイユ・デタは、1905年にカトリックびいきでなかったのと同様に、2016年にもイスラムびいきの立場をとりませんでした。つまり、

よくご存知のとおり、今年8月のブルキニ事件で複数の市町村の首長らがこの身なりを禁止したことに対し、自由権保護急速審理において、コンセイユ・デタはこの禁止行為が複数の基本的自由に対する重大かつ明白な違法を伴う侵害であると判断しました。ここで争点となった一つ目の自由は良心の自由、二つ目の自由は浜辺へ往来する自由、そして三つめの自由は、個人の自由、すなわち、望む衣服を着る自由でした。スーツを着るのか、ネクタイを締めるのか、背広を着るのか着ないのか、そしてブルキニを着るのか水着を着るのか、という自由です。コンセイユ・デタは、ある身なりが慎ましいかどうかや、女性が身に着けるべき水着が何であるべきかを決める裁判官ではありません。

司会：このブルキニ事件は、日本でもかなりニュースに取り上げられました。市町村が条例でブルキニを禁止し、イスラム支援団体の提訴を受けて地方行政裁判所がそれを適法だとする判断を示したのに対して、上訴されたコンセイユ・デタが、今の話にありましたように、地裁の決定を取り消す判決を下して非常に話題になっているところです。

さて、時間がきてしましまして、これ以上質問をすることができないのですが、最後に申し上げたいと思います。コンセイユ・デタは、歴史的に首相が院長を兼職してコンセイユ・デタ院長となるので、コンセイユ・デタ副院長というのは事実上の院長ということになります。昨日の東大での講演会でもそのような紹介がありまして、質問者の中にはソヴェ副院長を「院長」と呼んでいる方もいました。日本でいえば最高裁判所長官に当たる地位で、事実上のフランスの行政裁判所長官ということになります。そこで、私としては、日本の最高裁判所長官にソヴェ副院長の話されたような「基本権の保護者としての最高裁判所」というテーマでお話を聞いてみたい気がします。副院長が話されたような内容の話は今の日本の最高裁判所にはあまり期待できないのではないかという気もしています。やはり、今日のお話は、長い間培ってきた自由と人権保障の担い手としてコンセイユ・デタの歴史的な厚みがよく表れたすばらしい講演だったのではないかと思います。

最後に改めてソヴェ院長にお礼の拍手をお送りしたいと思います。ありがとうございました。

石井三記 名古屋大学法学研究科長：どうもありがとうございます。法学研究科長の石井でございます。コンセイユ・デタは、ナポレオンの時代に作られたものですから、コンセイユ・デタの議長をやっていたのは、ナポレオン・ボナパルトでした。つまり、彼がコンセイユ・デタの会議に来た時には議長役をやるということです。このような歴史的な背景で副院長と言われるわけで、今日では Vice-Président はひとりだけですが、Président はコンセイユ・デタの部の数だけいます。「Vice-Président du Conseil d'Etat」の方が偉いというちょっと変な感じではあるのです。

今日は我々も質問を用意していたのですが、そんな必要もなく、皆さんが熱心に聞いて頂いたからかと思えます。本当にありがとうございます。

大学から副院長に贈り物がありますので、市橋理事・副総長から渡して頂ければと思います。

皆さま、大変遅い時間まで、本当にありがとうございます。コンセイユ・デタのウェブサイトには、日本語版もあります。ぜひ、訪ねてください。もうすぐしましたら、地方行政裁判所レベルで判断が割れております事案、すなわちクリスマスの時期の Crèche というイエス生誕の場面を馬小屋や人形といっしょに公共施設に飾ることをめぐって、ライシテの原理に反するか否かの判決がコンセイユ・デタによって下されることになろうかと思えますので、そちらにも注目して下さい。ありがとうございます。

(追記：最後に言及したコンセイユ・デタの判断は11月9日に厳しい条件付きで認容との判決が出された。また、「副院長」との肩書について、その後、タクシーのなかでの雑談でこの名称は自分の代で終わり、変更されるだろうとの見通しを示された。その際、フランスはデカルトの国、合理主義の国だからという発言が印象的であった。なお、ソヴェ副院長のインタビューが2016年12月2日「朝日新聞」のオピニオン&フォーラム欄で取り上げられていて、憲法的価値を守るコンセイユ・デタの役割が政権からのみならず、ルソーのいう全体意思の世論からも距離を置いて、講演中の表現を借りれば「庭師」の専門家の賢慮によって育てることの重要性が強調されている。本翻訳は、本誌掲載と併せて、コンセイユ・デタのウェブサイトにもフランス語の原文とともに掲載される予定である。)

<用語解説>（アイウエオ順）

○越権訴訟（recours pour excès de pouvoir）

行政機関が行う一方的行為を当該行為の違法性を理由に取り消すための訴訟で、行政訴訟の中心をなすもの。我が国の取消訴訟に相当する行政訴訟。フランスの行政裁判所、とくにコンセイユ・デタは、越権訴訟による行政の適法性統制のための判例法理を発展させることを通して、国民の権利自由の擁護者としての重要な役割を果たしてきた。なお、フランスの行政訴訟は、伝統的に、越権訴訟のほかに、完全審理訴訟（全面審判訴訟）（contentieux de pleine juridiction）、解釈訴訟（contentieux de l'interprétation）、処罰訴訟（contentieux de la répression）に分類されてきたが、これらの伝統的分類については、近年見直しの議論が見られる。

○憲法適合性ブロック（bloc de Constitutionnalité）及び適法性ブロック（bloc de légalité）

憲法学の分野においては、憲法院が憲法前文の裁判規範性を認めたことによって、「1946年憲法前文で確認された1789年宣言が定める人権」（1958年憲法前文）を通して、1946年憲法前文で言及された「共和国の諸法律によって承認された基本的諸原理」を手掛かりに、結社の自由、職業組合結成の自由、コミューンの自由、教育の自由、思想・良心の自由などの一連の基本原則が導き出されている。このような憲法的価値を有する規範の総体は「憲法適合性ブロック」と呼ばれている。講演のなかで、Sauvé副院長は、この言い方に倣って、行政裁判所による行政行為の審理においてその適法性の判断基準となる規範や原理の総体を指して「適法性ブロック」という表現をとったものと思われる。そこには、実定法の規定のみならず、コンセイユ・デタの判例法理として確立されてきた「法の一般原理」のような不文の法原理も含まれることになる。

○行為遂行的話法（discours performatif）

日常言語の複雑な用法と多様な論理の分析を重視する日常言語学派の流れに属するJ・L・オースチンらの言語行為論における用法。オースチンは、発話行為の機能を、真偽の基準が適用される記述的な事実確認



的 (constative) 発話と、それとは全く違った適切・不適切という基準が適用される行為遂行的 (performative) 発話に分け、言語の用法を、言語行為者とその具体的な発話状況との関連において解明するための基本的な方向を示した (田中成明『現代法理学』(有斐閣、2011年) 358頁より)。オースチンによれば、行為遂行的話法においては、発言を行うことがとりもなおさず何かの行為を遂行することであり、単に何かを言うだけのことではないとされる (J. L. オースチン『言語と行為』(大修館、1962年) 12頁)。本文では、コンセイユ・デタが国民の権利自由の擁護者であるという言説が多くの者によって繰り返される中で、現実にはコンセイユ・デタがそのような存在として定着していったという趣旨を述べたものと思われる。

#### ○政府委員 (commissaire de gouvernement)

コンセイユ・デタに提起された訴訟について、法律問題に検討を加えて自らの意見を法廷において論告 (conclusion) の形で提示することを任務とする裁判官のことで、コンセイユ・デタの調査官 (maître de requêtes) がこの任に当たる。長い間この名称が使われていたが、職名から政府を代表する委員という誤解を生む名称のため我が国では論告担当官の訳も当てられてきたところであるが、2009年1月7日のデクレによって、文字通りその職務内容を反映する (rapporteur public) に名称変更された (興津征雄「行政裁判法典の改正」日仏法学 26 (2011年) 145～146頁参照)。

#### ○相互主義の要件 (condition de réciprocité)

憲法 55 条は、「正規に批准若しくは承認された条約又は協定は、相手国による当該協定又は条約の適用を条件に、公布と同時に法律に優位する効力をもつ」として、フランスが結んだ条約や協定は、相手国における当該条約の適用を条件に法律に優位する効力をもつことを定めており、本文で相互主義の要件と述べているのはこのことを指している。

#### ○統治行為 (acte de gouvernement)

政府が行う行為のうち、純粋に行政的性質をもつ行為ではなく、執行

権の発動として政治的性格を帯びた行為について、行政裁判所が越権訴訟による統制を控えることによって、裁判的統制を免れる行為のこと。政府が議会との関係において行う行為（発議権の行使、法律の親署、議会の招集・閉会）、外国との関係に関わる行為（条約の商議・締結、条約の適用に関わる行為）、戦争上の行為などがそれに含まれるとされてきた。

○法の一般原理（*principes généraux du droit*）

コンセイユ・デタの判例を通して形成されたすべての行政機関に課せられる不文の法規範。コンセイユ・デタは、憲法院が設けられる以前に、1789年人権宣言や1946年憲法前文を手掛かりにして、いくつかの法の一般原理を導き出してきた。公役務の前の平等、防衛権、行政行為の不遡及の原則、公役務の継続性の原則などがその例である。

○暴力行為の理論（*la théorie de voie de fait*）

行政行為が無権限でなされたり、又は明白に違法な手続きによって行われた結果、明らかに違法な事実行為を構成し、かつ不動産所有権侵害や公の自由の侵害となる場合に、司法裁判所が、損害賠償訴訟については排他的に、行政行為の取消しについては行政裁判所と競合して管轄権を有する、とする理論のこと。

○例外事態の理論（*la théorie des circonstances exceptionnelles*）

戦争や大災害といった例外的事態の場合には、行政裁判所による適法性の統制が緩和され、平時であれば違法とみなされる行為が適法とされることがある。もっとも、この場合でも行政裁判所の統制が全く及ばなくなるわけではなく、事態の例外性の有無及びとられた措置の必要性の有無については、行政裁判所の統制が及ぶ。

○留保裁判（*justice retenue*）委任裁判（*justice déléguée*）

留保裁判（留保された裁判）とは、国の元首が裁判権を自らに留保したうえで一定の国家機関（裁判機関）に裁判を行わせる制度をいい、委任裁判（委任された裁判）とは、国の元首が裁判権を自らに留保するこ

となく、裁判権を一定の国家機関に委任し、委任された国家機関が自らの権限として裁判権を行使する制度をいう。コンセイユ・デタは、創設以降徐々に事実上の裁判権を獲得し、その判決は常に元首によって従われていたが、名目上はあくまで元首に留保された裁判権を行使するという立場にあった。1872年5月24日法はこれに終止符を打ち、裁判権はコンセイユ・デタに委任されることになり、以降、コンセイユ・デタは、「フランス人民の名において」自ら裁判権を行使することとなった（留保裁判から委任裁判への移行）。

<関係判例・法律等 年表>

※〔〕内は補注

1790年	裁判組織に関する1790年8月16-24日法〔司法権と行政権の分立原則の確立「第2章第13条 司法機能は行政機能と区別され、かつ、常に分離される。裁判官は、いかなる方法によっても、行政機関の活動を妨げることも、その職務を理由として行政官を裁判所へ出廷させることはできない。」〕
1795年	共和暦3年フリュクティドール16日デクレ〔司法権が行政行為を審理することを禁止〕
1872年	コンセイユ・デタの組織改編に関する1872年5月24日法〔コンセイユ・デタに対する委任裁判権（justice déléguée）の付与〕
1873年2月8日	TC, <i>Blanco</i> , Rec. 1 <sup>er</sup> supplt 61.〔行政裁判所が行政行為に対する裁判権を持つことを承認〕
1875年2月19日	CE, <i>Prince Napoléon</i> , Rec. 155.〔行政行為の範囲を限定し行政の裁判的統制を拡張〕
1889年12月13日	CE, <i>Cadot</i> , Rec.1148〔大臣裁判理論（la théorie du ministre-juge）の放棄〕
1918年6月28日	CE, <i>Heyriès</i> , Rec. 651.〔例外事態理論の適用〕
1933年1月27日	CE Sect., <i>Le Loir</i> , Rec. 136.〔いかなる者に対しても執行命令を発することを拒否〕
1935年4月8日	TC, <i>Action française</i> , Rec. 1226.〔暴力行為の理論の承認〕
1945年10月26日	CE Ass., <i>Sieur Aramu</i> , Rec. 213.〔「実定法が存在しない場合においても適用される法の一般原理」の承認〕
1950年2月17日	CE Ass., <i>Ministre de l'agriculture c. Dame Lamotte</i> , Rec.10.〔法律が訴訟提起の可能性を明示的に否認しているにも関わらず、法の一般原理から越権訴訟を受理〕
1958年	1958年10月4日憲法（第五共和制）
1960年2月12日	CE Sect., <i>Société Eky</i> ; CE, 21 décembre 1990, Rec. 101.〔1789年の人権宣言に言及する1958年憲法前文を憲法ブロックに挿入〕
1980年	行政事件における制裁金の宣言及び判決の執行に関する1980年7月16日法80-539号
1980年7月22日	CC, 22 juillet 1980, <i>Loi portant validation d'actes administratifs</i> , n° 80-119〔行政裁判権の強化〕
1982年	市町村、県及び州の権利及び自由に関する1982年3月2日法82-213号3条〔自由権保護のための知事提訴（d'inféré-liberté）の創設。同法46条は、県知事の提訴に基づき、行政裁判所に対して、公の自由の行使を危うくする性質をもつ地方公共団体の行為の執行を48時間以内に停止する権限を付与する〕

1988 年 4 月 1 日	CE, <i>Bereciartua-Echarri</i> , Rec. 135. [政治的亡命者の本国への送還禁止を法の一般原則として承認]
1989 年 10 月 20 日	CE Ass., <i>Nicolo</i> , Rec. 90. [条約及び国際協定の国内法に対する優位を確認]
1993 年 7 月 2 日	CE Ass., <i>Milhaud</i> , n° 124960. [人間の尊厳が患者の死の時点にとどまらないという法の一般原理の承認]
1995 年	裁判所の組織並びに民事、刑事及び行政の裁判手続に関する 1995 年 2 月 8 日法 95-125 号 [行政裁判所の執行命令権を全裁判所に一般化 (行政裁判法典 911-1 条以下)]
1995 年 10 月 27 日	CE Ass., <i>Commune de Morsang-sur-Orge</i> , Rec. 372. [人間の尊厳の尊重が公の秩序の構成要素であることを承認]
1996 年 7 月 3 日	CE Ass., 3 juillet 1996, <i>Koné</i> , Rec. 255. [政治的理由による人身の引き渡しを共和国の諸法律により承認された基本的原理に反するとして禁止]
2000 年	行政裁判所における急速審理に関する 2000 年 6 月 30 日の法律 [急速審理の創設]
2008 年 10 月 3 日	CE Ass., <i>Commune d'Annecy</i> , Rec. 322. [2004 年環境憲章を憲法ブロックに挿入]
2014 年 1 月 9 日	CE ord., n° 374508, <i>Ministre de l'intérieur c. Société « Les Productions de la Plume » et M. Dieudonné M'Bala M'Bala</i> . [公の秩序の概念が「人権宣言と共和国の伝統によって承認された」価値や原理を含むことを承認]
2015 年 11 月 2 日	TA de Lille, ord., n° 394540 et 394568, n° 1508747. 及び CE, 23 novembre 2015, <i>Ministre de l'intérieur et Commune de Calais</i> . [カレー市「ジャングル」における不法なキャンプ生活者の最も基本的な権利を認める急速審理]
2015 年 12 月 11 日	CE Sect., n° 3950009, 11 décembre 2015, <i>M. Domenjoud</i> . [非常事態下における居住指定に関する適法性に関する急速審理]
2016 年 5 月 31 日	CE Ass., n° 396848, <i>Mme Gonzalez Gomez</i> . [死後生殖を目的に死亡男性の凍結精子をスペインへ輸送することを認める急速審理]
2016 年 7 月 6 日	CE Ass. Avis, n° 398234 et 399135, <i>M. Napol et M. Thomas</i> . [非常事態下における家宅捜索の実施可能性に関する急速審理]
2016 年 8 月 5 日	CE ord., n° 402139, <i>Ministre de l'intérieur</i> . [非常事態下における通信データの押収にかかる事後的審査手続に関する急速審理]